

業務シナリオワーキンググループに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、業務シナリオワーキンググループ（以下業務シナリオ WG）の設置及び運営等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 業務シナリオ WG は、会員間で共通の問題や課題について、オープンな形式で議論する過程を通して、幹事会又は委員会が設定した目的に応じた成果物を得るための活動を行うための組織である。

(設置)

第3条 ビジネス連携委員会は、定款第3条の事業の実施のため、業務シナリオ WG を置くことができる。

2 正会員は、所定の書式により、新たな業務シナリオ WG の設置を提案することができる。

3 業務シナリオ WG は、2以上の正会員が参加申込みを行った時点でその設置が成立する。

(構成)

第4条 業務シナリオ WG のメンバーは、正会員の構成員、サポート会員の構成員、学会会員又は個人会員で構成する。

2 正会員及びサポート会員は、入会時または直近の更新時の申込み口数に応じて、業務シナリオ WG のメンバーとなることができる。会員の構成員が参加する業務シナリオ WG の数は、大手企業の場合は1口あたりのべ3個、中小企業の場合は1口あたりのべ1個までとする。

3 実装会員は、業務シナリオ WG からの要請を受けた場合に、業務シナリオ WG メンバーに準ずる形で参加することができる。

(役職)

第5条 業務シナリオ WG は、互選により、エディタ1名とファシリテータ1名を置く。

2 エディタは、ワーキング・グループでの活動の成果物を本会の会員が利用可能なようにドキュメントとしてまとめる。

3 ファシリテータは、ワーキング・グループでの活動をより効果的に行うために、議論の進行およびとりまとめを行う。

(オブザーバー)

第6条 ワーキング・グループへの参加を検討するために、ファシリテータの許可を得て、グループの会合にオブザーバー参加することができる。

2 同一の業務シナリオ WG にオブザーバー参加できるのは1回までとする。

3 会員として本会への申込みを検討している場合に限り、非会員であっても前項に従いオブザーバー

参加できる。

(成果物の帰属)

第7条 業務シナリオWGの活動成果として公開されたすべての知的財産は、本会に帰属する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年6月18日から施行する
- 2 この規則は、平成30年3月22日から施行する